

佐野市葛生あくとデイサービスセンター管理運営に係る提案競技募集要項

佐野市が設置している、佐野市葛生あくとデイサービスセンター（以下「指定施設」という。）については、介護保険法の規定に基づく指定地域密着型通所介護事業所として指定管理者により運営してきましたが、近年は利用者数が減少してきたところです。

そのため、指定施設をより効果的・効率的に運営するための企画を募集し、提案内容に基づく運営を行うことで、指定施設の活性化を図ることを目的として提案競技を実施します。

1 業務の概要

- (1) 業務内容 別紙「佐野市葛生あくとデイサービスセンター管理運営業務内容説明書」（以下「説明書」という。）を参照のこと。
- (2) 履行期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（指定管理者としての指定期間）
- (3) 対象施設 佐野市葛生あくとデイサービスセンター 佐野市あくと町3084（佐野市葛生あくとプラザ敷地内）
- (4) 業務実施上の条件
 - ・介護保険法に基づく指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）として指定を受け、指定施設を運営すること。
 - ・本業務を遂行するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、条例、規則、規定等）を遵守すること。
 - ・委託業務に重大な支障が生じぬよう、自らの費用負担により体制を整備すると共に常にこれに対処できるよう十分な人員（責任者を含む）を配置すること。
 - ・その他業務に必要な事項は、説明書による。
- (5) その他
対象施設の図面、備品台帳については、別添資料のとおりとする。また、参考として佐野市デイサービスセンター条例を添付する。

2 提案書提出者に要求される申請資格

申請資格は次の各号を全て満たすものとし、本提案競技において最優秀提案者として特定され、指定管理者候補者となった後及び指定管理者として施設の管理開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合がある。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること

- (2) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定を受けていること
- (3) 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）第2条の2に掲げる欠格事由に該当しないこと
- ・市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が代表者等の役員、顧問その他の職に就いている団体（資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に出资しているものを含む。）。ただし、市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体を除く
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている団体
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体（以下「暴力団等」という。）又は代表者その他の役員が同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団等の関係者である団体
 - ・手続条例第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない団体
- (4) 団体またはその代表者が、次に掲げる事項に該当しないこと
- ・地方自治法施行令第167条の4及び佐野市競争入札参加者指名停止要綱の規定に該当するもの
 - ・国税、県税、市税に未納があるもの（納期限が到来していない場合を除く）
- (5) 複数の企業により構成される共同事業体（コンソーシアム）である場合は、次の要件を満たしていること
- ・構成員が本提案競技の応募にあたり、他の共同事業体の構成員として、又は単独での応募を行っていないこと
 - ・代表者は、出資比率が最大（同比率を含む）であり、前号までに掲げる条件を全て満たしていること
 - ・共同事業体内の責任の所在等を明確化するために、構成団体間で「共同事業体協定書兼委任状」を締結していること
 - ・代表者以外の構成員については、応募資格の（1）、（3）及び（4）の要件を満たしていること

3 申請時点の要件

令和5年8月3日から参加表明書の提出日までの期間において、市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が、提案競技参加団体(※)の代表者等の

役員、顧問その他の職に就いていたことがある場合は、指定管理者の候補者として選定しない。

※ここでいう「提案競技参加団体」とは、手続条例第2条の2第1項第1号の「欠格事由」に該当する団体に準ずる。

したがって、

- ① 「資本金等の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に
出資しているもの」を含む。
- ② 「市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体」は除く。

【留意事項】

本要件は申請時点での要件とし、本提案競技において最優秀提案者として特定され、指定管理者候補者となった後は、適用しない。

(例) 指定管理者の候補者として選定された日以降に行われた市長選挙、市議会議員選挙において当選した者が、令和5年8月3日から申請開始日までの期間に申請団体の代表者等の役員、顧問その他の職を務めていた場合であっても、欠格とはならない。

ただし、手続条例第2条の2第1項第1号の「欠格事由」は引き続き適用される。したがって、新たに市長や市議会議員に当選した者が、指定管理者である団体等（指定管理者候補者も含む）の役員等に現職として就いている場合、市長や市議会議員に就任する日の前日までに当該役員等を辞職しなければ、手続条例第2条の2第1項第1号の「欠格事由」に該当し、指定管理者である団体等は欠格となることから、指定が取り消されることとなる。

4 選定スケジュール

実施内容	実施時期（令和8年度）
実施手続き開始の公告、説明書の交付	令和8年8月3日（月）
参加表明書の提出期限	令和8年8月21日（金）
提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知（予定）	令和8年8月31日（月）
質問受付締切	令和8年9月7日（月）
質問回答（予定）	令和8年9月18日（金）
提案書の提出期限	令和8年10月5日（月）
プレゼンテーション及び質疑応答（予定）	令和8年10月中旬
特定・非特定通知書の通知	令和8年10月下旬

5 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先

（1）参加表明書の作成様式

- ア 提案競技参加表明書（様式1）
- イ 参加資格要件確認表（様式2）

- ウ 提案企業概要調書（様式 3）
- エ 財務諸表（直近 3 か年分）
- オ 出資を受けていることを証する名簿（株主名簿、出資者名簿等）
- カ 出資をしている先を証する名簿
- キ 法人市民税、法人県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の各納税証明書（直近の 3 ヶ年分）
- ク 指定管理者指定申請に係る申請資格を満たす旨の申立書
- ケ 申請団体の登記事項証明書
- コ 申請団体の役員名簿
- サ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- シ 防火管理者証の写し
- ス その他資格を証明するもの

※ オ・カの書類は、該当が無い場合も、その旨を記載して提出してください。

（2）記載上の留意事項

各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること。

（3）問合せ先（担当課）

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町 1 番地
佐野市健康医療部 いきいき高齢課 高齢福祉係
TEL 0283-20-3021(直通)
FAX 0283-21-3254
e-mail : ikiikikourei@city.sano.lg.jp

※参加表明に関する質問については、電子メールによるものとする。

6 参加表明書の提出期限及び提出方法

- （1）提出期限 令和 8 年 8 月 2 1 日(金)午後 5 時 1 5 分まで（必着）
- （2）提出場所 5（3）に同じ。
- （3）提出方法 持参または郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。持参による場合は、休日を除く、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までに提出すること。
- （4）提出部数 参加表明書等の提出部数は、正本 1 部、副本 1 2 部とする。また、提出書類をチューブファイルまたはフラットファイルに綴じ、綴った状態でも書類の位置が分かるようインデックスラベルを貼り、提出してください。

7 提案書提出者を選定するための基準

提案書提出者を選定するための評価事項は次のとおりである。なお、資格要件については、全て満たす場合に資格ありとし、提案書の評価には加点しない。満たさないものがある場合は

選定しない。

評価要件	評 価 事 項
1 資格要件	当該業務において設定された提案書の提出者に要求される資格要件を満たしているかどうか
2 経営状況	当該業務に取り組むことが可能な経営状況にあるか

8 提案書提出者の選定及び非選定に関する事項

参加表明書の添付書類により、本提案競技の提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を次のとおり通知する。

- (1) 確認を行った結果、提案書提出者として認められた者に対しては、提案書の提出者に選定された旨、提案競技参加要請を書面により通知する。
- (2) 提案書提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができる。
なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。
 - ① 受付場所 5(3)と同じ。
 - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休日を除く)
- (4) 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行う。
- (5) 参加申込書提出後、参加を辞退するときは、特定後に送付する提出意思確認書(様式4)に提出しない旨を標記し提出すること。なお、提出期限までに提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものみなす。

9 提案書等の作成様式、記載上の留意事項及びその問合せ先

(1) 提案書(様式5)

表紙、目次及びページ番号を付すほか、別添説明書に基づき、次に掲げる事項に対して提案書を作成すること。なお、提案書は以下の内容を必ず記載すること。

① 事業の実施方針及び提案内容等(指定様式5:A4版)

提示した様式の項目に従い、別添説明書に記載する業務を遂行するための具体的な手法等を記載すること。

② 指定期間5年分の収支計画と、年度ごとの収支計画書を作成すること。

(2) 記載上の留意事項

- ① 各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること。
- ② 当該業務の評価項目に照らし、提案書は可能な限り簡素でわかりやすくすること。

(3) 問合せ先 5 (3) と同じ。

10 要項及び説明書等に対する質問の受付期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

(1) 質問の内容

質問の内容は、本要項及び説明書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 受付期間

公告の日から令和8年9月7日(月)午後5時15分まで(必着)

(3) 提出方法

① 質問・質問回答書(様式:6)を用いること。

② 持参又は郵送、FAXもしくは電子メールにより提出するものとし、電子メール以外の方法で提出した場合は、同内容を電子メールに添付して送付すること。

③ 持参による場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

④ 電話による問合せは受け付けない。

(4) 受付場所 5(3)に同じ。

(5) 回答方法

回答は、令和8年9月18日(金)(予定)までに、市ホームページに掲載する。

11 提案書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 令和8年10月5日(月)午後5時15分まで(必着)

(2) 提出場所 5(3)に同じ。

(3) 提出方法 持参とし、その他の方法による提出は一切認めない。なお、提出後の差し替え、追加はできないものとする。

(4) 提出部数 提案書等の提出部数は、9(1)を正本1部、副本6部とする。

また、任意様式については「A4版」横書きとし、縦置きの場合は左綴じ、横置きの場合は上綴じを基本とし、図表等を使用する場合において、A4版2枚分として「A3版」を使用するときには、折り綴じること。

(5) 提出書等の作成及び提出上の留意事項

① 提出された提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては複製することとする。

② 提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認めない。

12 施設の内覧

本提案競技の応募に必要な場合、施設の内覧を行うことができる、希望する場合は、個別に現指定管理者と調整し、実施すること。

13 プレゼンテーション及び質疑応答

(1) 日時 令和8年10月中旬(予定)

※詳細な日時等については、「提案書提出者の選定等通知」により連絡することとする。

(2) 実施方法

- ① プレゼンテーションは20分、質疑応答は10分、合計30分を目安とする。
- ② プレゼンテーションは非公開とする。
- ③ プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器の利用を可とする。(必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは本市が用意する。その他パソコン等は各自持参すること。)
- ④ プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。
- ⑤ プレゼンテーションの参加者は、業務主任者及び機器操作者を含む5名までとし、プレゼンテーション審査説明員一覧(様式7)により参加者の役職及び氏名を提案書提出時に届出るものとする。
- ⑥ 当日に、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

(3) 本提案競技に係る提案内容の評価及び最優秀提案者の特定は、「佐野市葛生あくどサービスセンター管理運営業務提案者選定審査委員会」において行う。

14 提案書を特定するための基準

(1) 評価基準 提案書を特定するための評価基準は次のとおりである。

評価項目	評価基準	配点
基本方針	・市の施設設置目的を十分理解した提案となっているか ・施設的环境、状況を理解した提案となっているか	10
指定通所介護事業等	・指定通所介護事業等の実施内容が具体的で現実的なものとなっているか ・自由提案等の内容は施設の設置目的に合致し、施設の効用、持続性の向上に寄与するものとなっているか ・その他の提案内容と整合する内容となっているか	20
施設の持続性	・施設の持続性を高める提案になっているか ・事業を安定して実施できるか ・実現可能性が高い提案となっているか ・収支計画は妥当な内容となっているか	30

利用者確保の方策	・利用者確保の方法が具体的かつ実現可能か ・サービスの向上を図るための方策がとられているか	10
管理運営・実績	・職員配置や業務体制が提案内容に見合っているか ・当該施設に類似あるいは関連する事業の実績、知識はあるか ・リスク管理（事故・災害・感染症等）が具体的か	20
業務スケジュール	・全体のスケジュールが、具体的で円滑に業務を進めることができるか。	10
合計		100

（２）順位の確定方法

提案書の特定は、（１）評価基準による評価の結果、基準点を満たすもののうち、評価点数の高い者を最優秀提案者とする。

ただし、最上位の点数の者が複数ある場合には、（１）評価基準の「施設の持続性」の項目の点数が最上位の者を選定する。なお、提案者が１者のみの場合については、基準点を満たした場合に最優秀提案者とする。

（３）基準点

全ての評価項目において６０％以上の得点を得ていること。

15 提案書の特定及び非特定に関する事項

提案書、プレゼンテーション等により提案内容を評価し、その結果を次のとおり通知する。

（１）提出された提案書が最優秀となった者に対し、特定された旨を書面により通知する。

（２）提出された提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。

（３）上記（２）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、書面により、非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。

① 受付場所 ５（３）と同じ。

② 受付時間 午前８時３０分から午後５時１５分まで（休日を除く）

（４）上記（２）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日（休日を含まない。）以内に書面により行うこととする。

16 指定管理に関する事項

（１）指定管理者候補者の指名

本提案競技において特定した最優秀提案者を、手続条例第７条第１項第３号の規定により、公募によらない指定管理者候補者として指名するものとする。

ただし、最優秀提案者が本要項の欠格事項に該当した場合には、次点者を指定管理者候補者

として再指名するものとする。

(2) 指定管理者選定の手続き（予定）

- ①最優秀提案者として特定後速やかに、提案競技における提案内容に基づき、事業者と市で協議し、最終的な指定管理者の業務仕様を調整、確定する。
- ②最優秀提案者は上記の協議で確定した指定管理者の業務仕様に基づき、指定管理者指定申請のための書類を作成し、提出するものとする。提出書類などの詳細は最優秀提案者に通知する。
- ③最優秀提案者からの②による指定管理者指定申請を受け、一次審査（資格審査及び書類審査）及び佐野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による二次審査（提案内容等の審査）を行い、適格と判断された場合は、指定管理者候補者として選定する。選定委員会の開催時期は令和9年1月頃を予定している。
- ④令和9年2月予定の佐野市議会定例会に指定議案及び佐野市あくどデイサービスセンター条例の改正案を上程する。

(3) 注意事項

本提案競技において最優秀提案者に特定された場合でも、正式に指定管理者として指定されるのは、令和9年2月予定の佐野市議会定例会における指定議案の議決を経てからとなる。したがって、最優秀提案者として選定されたことや、選定委員会において指定管理者候補者として選定されたことをもって、指定管理者として指定されることを約束するものではない。

また、指定議案の議決は令和9年3月となるため、それを踏まえ、開業までのスケジュールを提案すること。

17 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本提案競技への参加資格を失うこととする。

- (1) 提案書等が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要項に定める資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- (4) その他本要項の定めに反した場合
- (5) 本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合

18 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 本提案競技における評価結果は公表するものとする。公表する内容は、提案競技参加者

名、特定された者の名称及び住所、総合評価点とする。

(5)本要項及び別添説明書に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

(別紙 1)

収支決算状況

	R5	R6	R7
収入の部			
科目			
地域密着型介護料収入	28,038,571	21,970,346	20,003,614
地域密着型利用料収入	3,771,471	2,585,128	2,224,808
利用者負担金収入	2,098,200	1,655,400	1,321,800
補助金事業収入	243,800	191,800	371,175
受取利息収入	21	2,063	4,509
雑収入	0	0	0
収入合計	34,152,063	26,404,737	23,925,906

支出の部			
科目			
人件費	27,081,787	20,330,892	19,769,258
給食費	1,857,403	1,479,562	1,153,807
保健衛生費	38,577	24,051	21,590
被服費	144,936	144,540	153,857
教養娯楽費	7,547	220	525
日用品費	65,508	28,698	29,873
光熱水費	797,318	782,903	708,929
燃料費	558,091	527,177	510,704
消耗器具備品費	269,192	143,427	56,747
保険料	327,625	192,000	230,650
賃借料	191,088	157,251	155,534
車両費	1,553,650	1,544,696	1,404,115
福利厚生費	44,825	59,598	63,558
旅費交通費	0	0	0
事務消耗品費	406,889	381,847	317,843
修繕費	118,265	140,558	17,600
通信運搬費	150,332	140,288	139,879
会議費	0	0	708
広報費	0	0	0
業務委託費	92,400	92,400	92,400
租税公費	6,000	6,000	6,000
保守料	42,900	46,200	46,200
その他経費	28,725	8,045	0
支出合計	33,783,058	26,230,353	24,896,632
収支差額合計	369,005	174,384	-970,726